

※マイナンバーカードによるオンライン資格確認について

当院ではマイナンバーカードにより医療情報を取得できる体制を整備しております。

診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

※一般名処方加算について

現在、一部の既製品について十分な供給が難しい状況が続いています。

当院では、院外処方の際に後発医療品のある医療品について、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行っております。

一般名処方によって特定の医療品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解ご協力のほど宜しくお願いいたします。

※長期処方・リフィル処方せんについて

当院では患者さんの状態に応じ、

- ・ 28日以上の長期の処方を行うこと
- ・ リフィル処方せんを発行すること のいずれの対応も可能です。

なお、長期処方やリフィル処方せんの交付が 対応可能かは病状に応じて担当医が判断致します

6月からの診療報酬改定に関して

・特定疾患管理料から生活習慣病管理料Ⅱへの移行について

昨今の食の欧米化と高齢化社会により、生活習慣病（糖尿病、高血圧症、脂質異常症）の患者数が増加し、今や健康長寿の最大の阻害要因となっています。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚生労働省は令和6年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定していた「特定疾患療養管理料」を廃止し、個人に応じた療養計画に基づき専門的・総合的な治療管理を行う「生活習慣病管理料」へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、糖尿病、高血圧症、脂質異常症で通院されていた患者様で「特定疾患療養管理料」を算定していた方は「生活習慣病管理料」に移行します。

患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した「**療養計画書**」を作成し、署名（サイン）を頂く必要があるためご協力のほどよろしくお願いします。※患者様の自己負担額はこれまでと大きくは変わりません。

院長より